

佐賀県告示第 80 号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき第 13 次鳥獣保護管理事業計画を次のとおり定めたので、同条第 5 項の規定により告示する。

令和 4 年 3 月 29 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

（「次のとおり」は、省略し、その計画書を佐賀県農林水産部生産者支援課、県庁行政の窓口及び各総合庁舎県政情報コーナーに備え置いて、縦覧に供する。）